

シベリア抑留者に特別給付金

～議員立法の戦後強制抑留者法が成立～

総務委員会調査室 ひろまつ あきひこ
廣松 彰彦

戦後 65 年を迎えた今年、いわゆるシベリア抑留者に対して 25 万円から 150 万円の特別給付金を支給する内容の「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（以下「戦後強制抑留者法」という。）が議員立法で成立した。この法律は、降伏したにもかかわらず強制連行され、長期間シベリアなどに強制抑留された元日本軍将兵と非軍人たちの労苦を慰藉^{いしや}することを最大の目的とするものである。元抑留者は、戦後、未払いの労働賃金の支払いを国に求めてきたが、長い間、行政や司法の壁に阻まれてきた。

平成 21 年 9 月の政権交代を機に、超党派で戦後強制抑留者法案の提出を目指す動きが活発化するとともに、財源問題について関係議員と政府当局との間で調整が続けられた²。そして、第 174 回国会（常会）終盤の平成 22 年 5 月 20 日、参議院総務委員会で佐藤泰介委員長（民主）から草案の趣旨及び主な内容が説明され³、内閣から本草案に対する意見を聴取した後、正式に法律案として同委員会から提出することが決定された。同法案は直ちに翌 21 日の参議院本会議において全会一致で可決され、衆議院へ送付された。折しも国会会期末を迎え、厳しい政局の渦中であって、一時は同国会での成立が危ぶまれたが、会期最終日の 6 月 16 日、衆議院総務委員会で賛成討論、採決を経て⁴、衆議院本会議において全会一致で可決され、成立した⁵。

本稿では、この法律の制定までの背景と法律の主な内容等について紹介する。

1. 法律制定までのあゆみ

戦後強制抑留者問題は、恩給欠格者⁶問題、引揚者の在外財産問題等と並んで、いわゆる戦後処理問題の一つとされてきた。

(1) 背景

ア 酷寒、飢餓、重労働

シベリア抑留は、酷寒、飢餓、重労働のいわゆる三重苦であったと多くの強制抑留者により語られてきた。このため、この法律では、

図表 1 強制収容所における貧弱な食事
朝食(左)、昼食(中)及び夕食(右)
(舞鶴引揚記念館所蔵 筆者撮影)



強制抑留者の厳しい自然環境下で非人道的な扱いを受けた労苦を「特別の事情」ととらえている。

多くの強制収容所があったシベリア地方は、ユーラシア大陸中央部に位置し、冬季に発達する高気圧による放射冷却で特に低温になるため、内陸部では最低気温がマイナス 50℃に達することもある⁷。このような過酷な環境下で、森林伐採やバム鉄道（第2シベリア鉄道）建設などの重労働を強いられ、劣悪な居住環境と不十分な医療、特に強制抑留の初期の貧弱な食糧事情などにより、強制抑留期間を通じて約6万人もの方々が死亡したとされているが⁸、正確な犠牲者数はいまだに判明していない。

イ 日本への帰還

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連」という。）軍が強制連行、抑留を行った理由は諸説あるが、極東、シベリアの環境下での労働に適した旧日本軍捕虜50万人を選別することをソ連の最高指導者スターリン自身が命令したことが、後年、ソ連の公文書が公開されたことにより判明している。

降伏後の捕虜を自国に強制連行して抑留したソ連軍の行為は、ポツダム宣言の第9項「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ」との規定に違反したものとされる⁹。

これに対し、日本政府及び米国はソ連を強く批判したため、ソ連は強制抑留開始から1年以上も経った1946年（昭和21年）末から、ようやく強制抑留者を帰還させ始めた。昭和25年までに多くの強制抑留者が帰還できたが、その後は、引揚中断の時期が生じたこと及び強制抑留者の全容が不明であったこと等から強制抑留者の帰還ははかどらず、シベリア強制抑留者を乗せた最後の引揚船が舞鶴港（京都府）に入港したのは、昭和31年12月のことであった。

ウ 未払い労働賃金

捕虜の待遇を定めた1949年のジュネーブ条約では、捕虜の労働の賃金は、捕虜の所属国が支払わなければならない、抑留国は労働証明書又は労働賃金計算カードを作成し、これを提示された捕虜の所属国は、労働賃金を支払うこととなっている。現に南方戦線で米、英、オランダ、オーストラリア軍等の捕虜となり強制労働させられた旧日本軍将兵らのうち、帰国後にこれら証明書を示した者については、日本政府から労働賃金が支払われているとされる¹⁰。一方、ソ連軍に捕虜として強制抑留された者は、非人道的で過酷な強制労働を課されたにもかかわらず、これら証明書が発行されなかった。このため、抑留者は日本帰還後も労働賃金を受け取ることができなかった。また、ソ連政府に未払いの労働賃金を請求しようにも、昭和31年の日ソ共同宣言により、日ソ両国は、戦争に関する賠償請求権を互いに放棄したため、未払いの労働賃金を受け取ることが不可能となってしまったのである。

そこで、シベリア元抑留者たちは日本政府に対して未払いの労働賃金の支払いを求める訴訟を起こしたが、平成9年3月の最高裁判決では¹¹、抑留期間中の労働賃金を日本政府が支払うために必要な立法措置がなされていない以上、労働賃金の支払を請求することはできないとされ、原告側の敗訴が確定した。また、同判決は、これまで強制抑留中の労働賃金の支払いについての立法がされてこなかったことに不満を抱く心情も理解し得ないものではないが、これまでも恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付に一定の措置を講じるとともに、平和祈念事業特別基金法により慰藉事業が行われる等、立法府でも一応の考慮をしてきたと指摘した。その上で、「立法府が、シベリア抑留者に対し、その抑留期間中の労働賃金を支払うための立法措置を講じていないことが、その裁量の範囲を逸脱したものとはできない」としたのである。

(2) 政府の動き

ア 戦後処理問題懇談会

戦後処理問題について政府は、昭和42年の引揚者に対する特別交付金の交付をもって終結したものとするという考え方を示してきた。しかし、関係者から政府の対応を求める要望が強いことから、昭和57年6月、政府は総理府総務長官の私的諮問機関として戦後処理問題懇談会を設置し、昭和59年12月に報告書がまとめられた。

同報告書では、戦後強制抑留者について、①対価が支払われていないことや西ドイツ（現ドイツ連邦共和国）が補償を行っている例があることから、関係者が国に補償を求める心情は理解できる、②国は恩給法に抑留加算を設け、留守家族に手当を支給するほか、恩給法などで恩給、年金等の支給を行っている、③過酷な抑留は同情すべきだが、国民がそれぞれの立場で受け止めなければならなかった戦争損害の一種であり、新たな政策的措置は他の戦争犠牲者との衡平の観点から問題があるとされた。その上で、④（戦後処理問題について）もはや、これ以上国で措置すべきものはない、⑤しかし、戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、国民の尊い戦争犠牲者を銘記し、平和を祈念する意味において、政府が相当額を出捐し事業を行うための基金を創設する、と結論付けたのであった。

イ 平和祈念事業特別基金の設立

同報告書を受けて、政府は昭和63年、平和祈念事業特別基金等に

図表2 戦後強制抑留者に対する書状・銀杯
(舞鶴引揚記念館所蔵 筆者撮影)



関する法律案を国会に提出した。その後成立した同法に基づき、昭和 63 年 7 月に全額政府出資による認可法人「平和祈念事業特別基金」が設立された（その後、平成 15 年から非公務員型の独立行政法人に改組。以下「基金」という。）。以来、基金では、関係者の労苦に関する資料の収集・保管や調査研究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演会を行うとともに、戦後強制抑留者への慰労金（10 万円の国債）の交付や戦後強制抑留者等に対する慰労品（書状・銀杯。図表 2）贈呈等の事業を行ってきた。

ウ 新たな慰藉事業の実施と基金の解散

戦後 60 年以上が経過し、関係者が著しく高齢化していることから問題の最終決着を図る必要性が指摘されるようになり、また、基金の運営が低金利による運用益の低迷や役職員の人件費等の負担から厳しいものとなってきた。そこで、当時の与党（自民・公明）は、基金を解散して、その基金の資本金の一部を取り崩して新たな慰藉事業を実施することとし、平成 17 年に独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案を国会に提出した。翌 18 年に成立した同法に基づき、平成 19 年度から始まった新たな慰藉事業は特別記念事業と呼ばれ、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対して特別慰労品を贈呈するものであった（図表 3）。

図表 3 特別記念事業の概要（請求受付期間：平 19. 4. 1～21. 3. 31）

| | 対象者（本人のみ） | 特別慰労品 | 認定者数 ※3（件） |
|---------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------|
| 恩給欠格者 | 外地等（※1）における勤務経験を有し、かつ、恩給法令でいう加算年を含めた在職年が3年以上の方又は実在職年が1年以上の方 | 旅行券等引換券（5万円相当）、置時計、万年筆、文箱又は楯 | 157,912 |
| | 外地等における勤務経験を有しないが、実在職年が1年以上の方 | 旅行券等引換券（3万円相当）又は銀杯 | |
| 戦後強制抑留者 | 戦後、旧ソ連邦又はモンゴル国の地域（※2）において強制抑留された方 | 旅行券等引換券（10万円相当）、置時計、万年筆、文箱又は楯 | 71,073 |
| 引揚者 | 引揚者特別交付金の支給を受けた引揚者（支給を受ける資格がありながら何らかの事情で交付金の請求をしなかった方も対象となります。） | 銀杯 | 87,380 |

※1 外地等とは、現在の本邦以外の地域又は北方四島、小笠原諸島若しくは南西諸島の各地域です。

※2 戦後、国境を越えて旧ソ連邦又はモンゴル国の地域に入った方が対象です。

※3 最終確定数（平 22. 3. 2）

（出所）平和祈念事業特別基金ウェブサイト掲載資料に認定者数欄を追加

（3）司法の動き

元抑留者らによる国に労働賃金の支払いを求める訴えに対し、司法は、いわゆる戦争受忍論を展開して原告敗訴の判断を下した。戦争受忍論とは「第二次世界大戦によりほとんどすべての国民が様々な被害を受けたこと」、「戦争中から戦後にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命、身体、財産の犠牲を堪え忍ぶことを余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、

いずれも戦争犠牲ないし戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところ」¹¹であるとして、戦争損害に対する補償は不可能というものである。

(4) 議員立法の動き

元抑留者らは敗訴したものの、立法府の判断にゆだねられるとされた最高裁判決もあって、戦後強制抑留者問題の解決を図る議員立法の法案が国会に提出されてきた。このうち、平成 17 年に与党議員（自民・公明）が提出した法案が成立したのは前述(2)ウのとおりである。一方、戦後強制抑留者に対し特別給付金を支給しようとする法案が野党議員（民主・共産・社民）により断続的に提出されてきたが、いずれも審査未了（廃案）又は否決に終わってきた。しかし、平成 22 年の第 174 回国会（常会）になって、超党派での合意が得られた戦後強制抑留者法案については、参議院総務委員会発議で提出され、成立に至った（図表 4）。

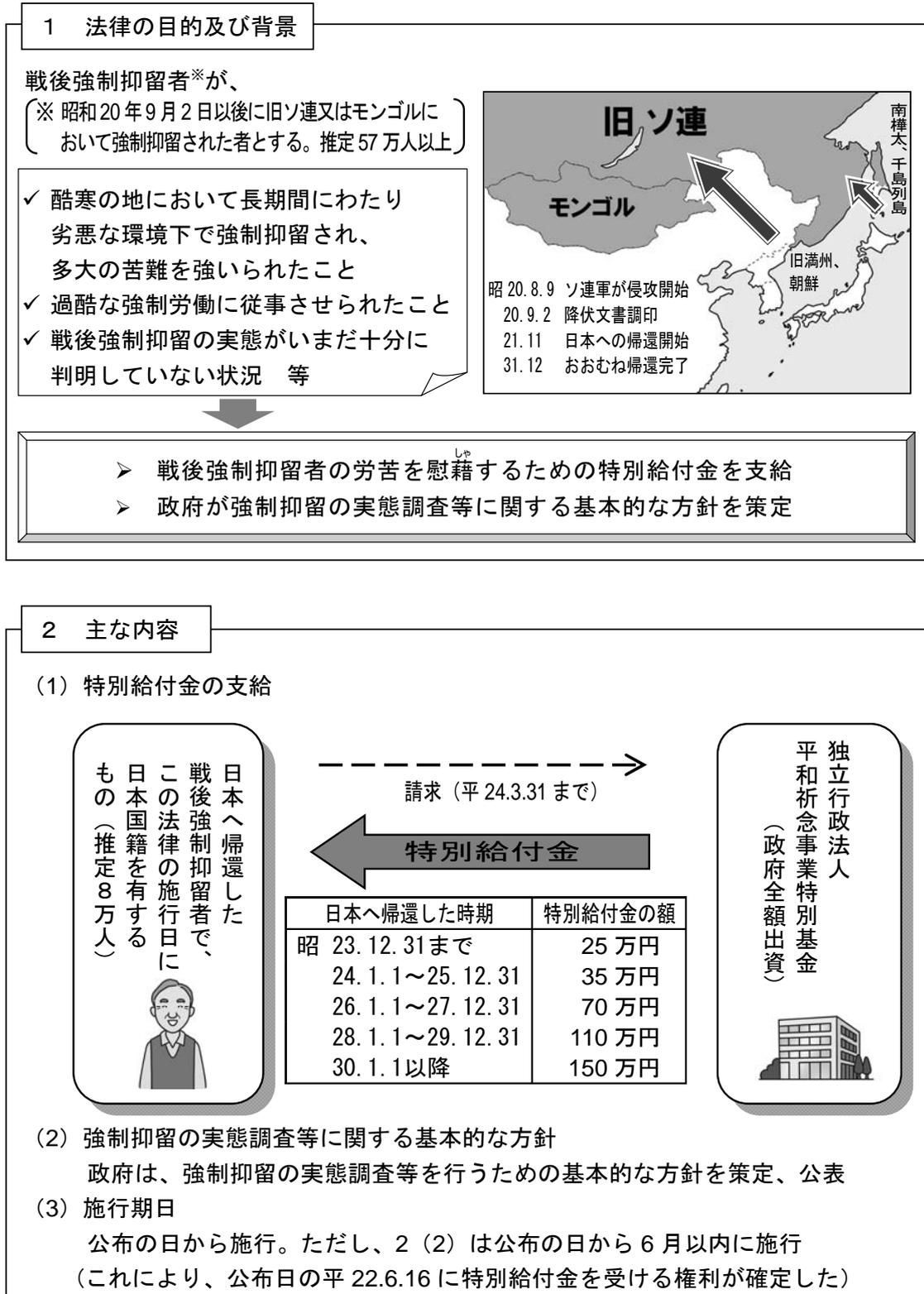
図表 4 近年の強制抑留者関連の議員立法

| 国会回次 (年次) | 件名 | 提出者、(提出日)、 [所属会派] | 審査結果 (提出日) |
|-------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------|
| 第 159 回 (平 16) | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (衆第 56 号) | 長妻昭君外 6 名 (平 16. 6. 10) [民主] | 審査未了 |
| 第 162 回 (平 17) | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (衆第 28 号) | 長妻昭君外 8 名 (平 17. 7. 22) [民主、共産、社民] | 同上 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (衆第 29 号) | 同上 | 同上 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案 (衆第 35 号) | 宮路和明君外 5 名 (平 17. 8. 5) [自民、公明] | 同上 |
| | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (参第 4 号) | 谷博之君外 7 名 (平 17. 7. 26) [民主、共産、社民] | 同上 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第 5 号) | 同上 | 同上 |
| 第 163 回 (平 17) | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案 (衆第 2 号) | 宮路和明君外 4 名 (平 17. 10. 5) [自民、公明] | 第 165 回国会で 修正成立 (平 18. 12. 15) |
| | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (衆第 18 号) | 長妻昭君外 6 名 (平 17. 10. 21) [民主、共産、社民] | 第 165 回国会で 衆議院否決 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (衆第 19 号) | 同上 | 同上 |
| 第 164 回 (平 18) | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (参第 9 号) | 谷博之君外 11 名 (平 18. 4. 25) [民主、共産、社民] | 審査未了 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第 10 号) | 同上 | 同上 |
| 第 165 回 (平 18) | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案 (参第 2 号) | 谷博之君外 11 名 (平 18. 11. 7) [民主、共産、社民] | 同上 |
| | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案 (参第 3 号) | 同上 | 同上 |
| 第 171 回 (平 21) | 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案 (参第 3 号) | 谷博之君外 14 名 (平 21. 3. 24) [民主、共産、社民] | 同上 |
| 第 174 回 (平 22) | 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案 (参第 9 号) | 参議院総務委員長 (平 22. 5. 20) | 成立 (平 22. 6. 16) |

(出所) 国会会議録等から作成

図表 5

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の概要



(出所) 筆者作成

2. 法律の内容

(1) 目的

戦後強制抑留者法は、第1に、「戦後強制抑留者」が酷寒の地において長期間にわたり劣悪な環境下で強制抑留されたこと、第2に、過酷な強制労働に従事させられたこと、第3に、戦後強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえて、主に次の2点を定めることを目的としている。

- ①戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給
- ②政府が強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針を策定

この法律では、シベリア抑留者について、特別給付金の支給対象及び政府が定める基本的方針の対象を明確にするため、「戦後強制抑留者」を「昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者」と定義した（第2条）。

具体的には、昭和20年8月9日以来の戦争とは、第二次世界大戦末期のこの日未明、ソ連軍が満州及び内蒙古へ侵攻開始した以後のことをいう。また、9月2日以後の強制抑留とは、日本と連合国との降伏文書が調印されたこの日以後にもかかわらず、ソ連軍により強制連行され、ソ連及びモンゴル人民共和国（現モンゴル国）において強制抑留された者としている。この定義に従えば、戦中・戦後に連合国に強制抑留された者であっても、南方戦線や中国での抑留者は、戦後強制抑留者からは外れ、また、ソ連軍占領下の南樺太、千島列島、満州、北朝鮮地区で強制抑留されていても、ソ連領内での抑留ではないとされるため、この法律の戦後強制抑留者の範囲外となる¹²。

(2) 特別給付金の支給

ア 支給

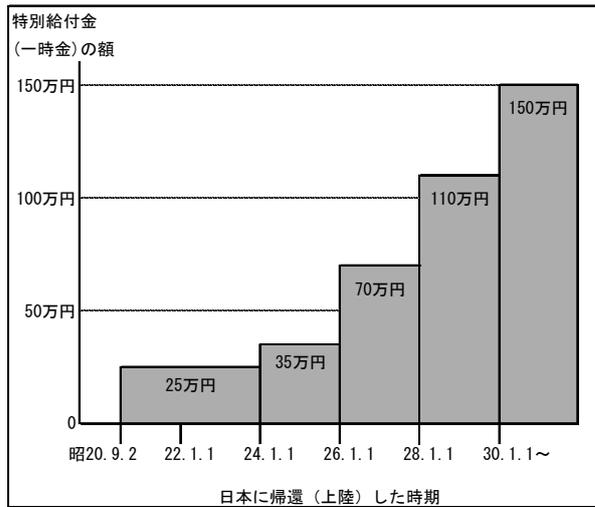
日本に帰還した戦後強制抑留者であって、法施行日である平成22年6月16日において日本国籍を有するものに対して特別給付金が支給される。ただし、平成22年6月16日以後に死亡した者には、その相続人が特別給付金を受給することができる（第5条第1項）。

このため、ソ連軍に強制抑留された者であっても、日本国籍でない者及び日本国籍であっても平成22年6月16日より前に死亡した者は、特別給付金の支給対象者とはならない。また、この特別給付金の支給は、基金が行うことになる。

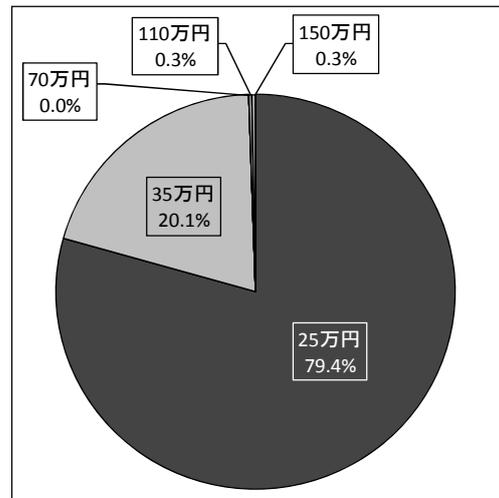
イ 支給額の区分

特別給付金は一時金として支給され、その支給額は日本に帰還した日（引揚海上陸日）に対応して、25万円、35万円、70万円、110万円及び150万円の5区分が定められた（図表6）。このうち、25万円及び35万円の2区分、すなわち25年までの帰還者が99%以上を占めるとみられる（図表7）。

図表6 特別給付金の額の区分



図表7 受給対象者割合(推定)



(出所) いずれも筆者作成

受給対象者割合(推定)は『戦後強制抑留者に関する特別措置法案(仮称)骨子(案)』
 参考資料 2. 支給額見込・生存者数(平20.3.13 民主党「次の内閣」)による²

ウ 財源

基金が特別給付金を支給するための財源は、同基金の資本金200億円である(平成22年8月現在)。その全額は、政府出資によるものとなっている。

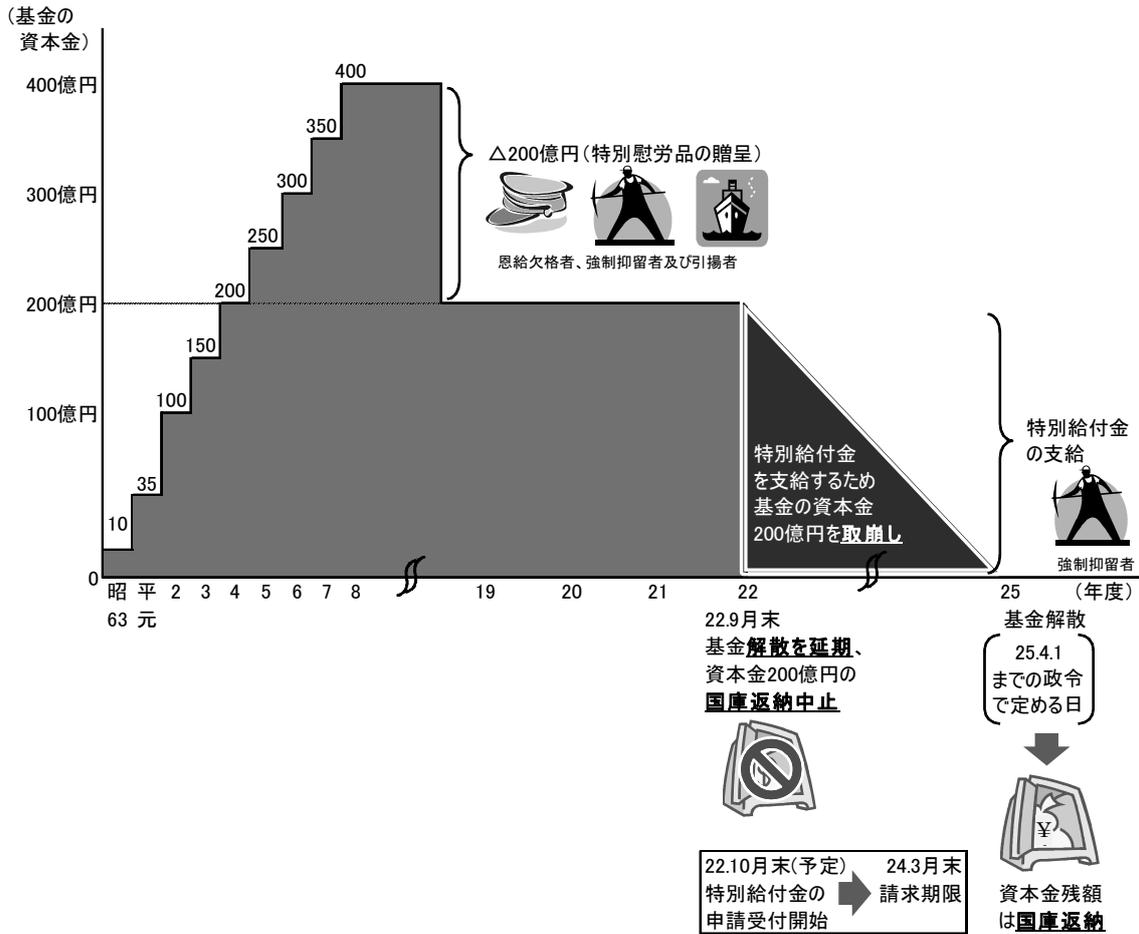
そもそも、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の規定では、本年9月30日までの基金解散に伴って200億円は国庫に返納することとされ(附則第2条第1項)、平成22年度一般会計予算の歳入に200億円が計上されていた。しかし、今般の戦後強制抑留者法の制定に伴い国庫返納は中止され(歳入減)、基金の資本金200億円は、戦後強制抑留者のための特別給付金支給事業の財源として使われることとなった(図表8)。

エ 基金の解散

改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律によれば、基金は本年9月30日までに解散することとなっていた。ところが、特別給付金の支給業務を基金が行うこととなったため、基金は、本年9月30日までに平和祈念展示資料館運営等の労苦継承事業(関係者の労苦を後世に語り継ぐための資料収集、調査研究及び国民の理解を深める等の事業)等の業務を終了し、その後は特別給付金の支給業務のみを行い、平成25年4月1日までの政令で定める日に解散することとされた。

なお、これまで基金が行ってきた平和祈念展示資料館運営等の労苦継承事業については、国(総務省)に移管されることとなっている。

図表8 特別給付金の財源となる基金の資本金の推移



(出所) 筆者作成

(3) 政府が策定する強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

ア 概要

戦後強制抑留者に係る問題は、長期間の労苦に対する慰藉や未払い労働賃金の問題のほかにも、シベリア抑留の実態解明、強制抑留中に死亡した者の調査、遺骨・遺留品の収集及び労苦継承事業など、積み残された課題も多い。このため、政府は、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定し、これを公表することとされた。

イ 政府による基本方針の策定事項

基本方針には、次の事項を定めることとされている。

(ア) 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

(イ) 次の a ~ c の実施に関する基本的事項

- a 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査(その埋葬された場所についての調査を含む。)
- b 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び日本への送還その他の必要な措置

- c a 又は b に掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査
- (ウ) 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項
- (エ) 強制抑留の実態調査等として行う措置のうち (イ) 又は (ウ) 以外のものの実施に関する基本的事項
- (オ) 強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項
- (カ) 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項
- (キ) その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(4) 施行期日等

この法律は、公布日に施行されることとされており、成立日の6月16日に即日公布、施行された。この迅速な措置は、参議院総務委員長が提案理由で述べた「この法律を待ち望む戦後強制抑留者の方々の著しい高齢化を踏まえれば、法律の一刻も早い公布が求められる」ことを踏まえたものである。

政府が策定する強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針に係る条項については、公布日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

また、特別給付金の支給の請求について、この法律の施行日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができないとの経過措置が定められた。

3. 今後の課題

これまで政府は戦後処理の問題について最終結着を図ろうとしたこともあったが¹³、戦後強制抑留者法制定を踏まえて、その方針に変化が現れるのか注目される。

戦後強制抑留者に係る問題に限っても、強制抑留の全容、強制抑留中の死亡者、遺骨・遺留品など、解明・調査すべき点がまだ多く残されている。政府の地道で継続的な施策の実施が重要である。また、戦後強制抑留者法の規定では、日本国籍以外の強制抑留者には特別給付金が支給されない。しかし、朝鮮半島や台湾等の出身者で日本人と一緒に強制抑留された人々も存在しており、日本政府に謝罪や補償を求める声もある¹⁴。さらに、日本国籍を有する元抑留者であっても、法施行前に死亡した者及びその遺族は特別給付金を受給できない。戦後強制抑留者法の規定では、施行日以後に死亡した場合には遺族が権利を承継できるが(受給可能)、これで多くの遺族に納得し

てもらえるであろうか。財源に限りがあるとはいえ、簡単に割り切れる問題ではないと思われる。

過去の慰藉事業では、恩給欠格者及び引揚者も対象とされてきたが、今後は戦後強制抑留者が主な対象となる。ほかにも空襲被害者など戦後強制抑留者以外の戦争被害者への補償問題の再燃を懸念する声が政府部内にはあるという¹⁵。なぜシベリア抑留だけを特別扱いして金銭的な補償を行うのか、シベリアにおける三重苦などの「特別な事情」ということだけで国民の理解を得られるのか。この法案の国会審議の過程で質疑・答弁が行われなかったこともあり、その回答は立法府の宿題として抱えたまま残っている。

いずれにしても、元抑留者は、戦後 65 年を経て著しく高齢化しており、現在生存している人は平均年齢 88 歳とも言われる。国が慰藉の念を伝えるには、時間との競争となることを忘れてはならない。特に、特別給付金の支給が円滑に実施されるよう、関係行政機関や支給業務にあたる基金の役職員の奮起を願いたい。

【参考文献】

独立行政法人平和祈念事業特別基金『戦後強制抑留史』全 8 巻（平 17.3）

栗原俊雄『シベリア抑留—未完の悲劇』（岩波新書 平 21.9）

¹ 慰めいたわること。同情してなぐさめること。（岩波書店『広辞苑 第六版』）

² 谷博之参議院議員ウェブサイト<<http://www.tani-hiroyuki.com/siberia.html>>

³ 第 174 回国会参議院総務委員会会議録第 18 号 27 頁（平 22.5.20）

⁴ 第 174 回国会衆議院総務委員会会議録第 22 号 2 頁（平 22.6.16）

⁵ 第 174 回国会衆議院本会議録第 37 号 16 頁（平 22.6.16）

自民、公明、みんな、日本は欠席

⁶ 旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者

⁷ 在日ロシア連邦大使館ウェブサイト<http://www.russia-emb.jp/about_russia/outline.html>

⁸ 第 174 回国会参議院総務委員会会議録第 18 号 27 頁（平 22.5.20）

⁹ シベリア抑留問題の最終解決に向けた取組に関する質問に対する答弁書（内閣参質 170 第 145 号、平 21.1.9）

¹⁰ 栗原俊雄『シベリア抑留—未完の悲劇』（岩波新書 平 21.9）139 頁

¹¹ 最高裁平成 5 年（オ）第 1751 号同 9 年 3 月 13 日第一小法廷判決・裁判集民事第 51 卷 3 号 1233 頁

¹² 『特別給付金 Q&A』独立行政法人平和祈念事業特別基金<<http://www.heiwa.go.jp/siberia/pdf/qa.pdf>>

¹³ 戦後処理問題に関する政府・党合意（政府・自由民主党 昭 61.12.29）

¹⁴ 『毎日新聞』（平 22.5.14、同 7.21）、『朝日新聞』（平 22.6.14）

¹⁵ 『東京新聞』（平 22.4.24）、『毎日新聞』（平 22.5.20）

附録 シベリア抑留関係年表

| 年月日 | 主な出来事 (□ 内は関連事項) |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭 20. 2. 4 | ヤルタ会談 (ソ連対日参戦の秘密協定) |
| 4. 5 | ソ連が日ソ中立条約を延長しない旨通告 |
| 8. 8 | ソ連が対日宣戦布告 |
| 9 | ソ連軍が日本軍支配地への侵攻開始 (～9. 5) ・満州及び内モンゴ 8. 9～、南樺太 8. 11～、北朝鮮地区 8. 12～、 千島列島 8. 18～、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島 8. 28～ |
| 14 | ポツダム宣言受諾通告 |
| 15 | 玉音放送 |
| 23 | スターリンが「極東、シベリアの環境下での労働に適した日本軍捕虜 50 万人を選別する」ことを暗号電文で命令 |
| 8 月下旬 | 日本軍将兵等がソ連領内へ移送され、抑留開始 (～21. 6 月) |
| 9. 2 | 降伏文書調印 |
| 9 月～ | 〔米・英・豪占領地域からの日本人引揚げ開始〕 |
| 21. 4. 5 | 〔旧満州からの最初の引揚げ船が博多入港〕 |
| 6 月 | シベリア抑留日本人の送還について米ソ両国交渉開始 |
| 7 月 | 〔中国本土からの日本人引揚げがほぼ終了 (なお多数の技術者等が残留)〕 |
| 9. 30 | 衆議院「ソ連邦残留同胞引揚げ促進に関する決議」 |
| 11. 27 | ソ連地区引揚げに関する米ソ暫定協定が成立、同年 12. 19 米ソ協定調印 |
| 11 月～ | シベリアからの抑留者引揚げ開始 |
| 22. 5 月 | 〔英軍が日本人捕虜へ労賃支払いを開始。その後日本人捕虜の帰国後日本政府が支払うべきこととされた〕 |
| 7. 11 | 〔千島列島からの最初の引揚げ船が函館入港〕 |
| 8. 15 | 参議院「在外同胞引揚げに関する感謝とその引揚げ促進に関する決議」 衆議院「海外同胞の引揚げに対する感謝並びにその帰還促進に関する決議」 |
| 12 月 | 〔東南アジアの日本軍将兵 10 万 4, 000 人余の復員完了〕 |
| 23. 11. 16 | 衆議院「海外残留同胞引揚げ促進に関する決議」、参議院も同月 27 日決議 |
| 24. 4. 4 | 吉田茂総理大臣が施政方針演説で「本年中には引揚げ完了を期待できる」旨発言 |
| 26 | 参議院「海外残留同胞引揚げ促進に関する決議」 衆議院「海外同胞引揚げ促進並びに引揚げ者援護に関する決議」 |
| 6 月 | 〔樺太の主要な抑留者の送還がおおむね終了〕 |
| 11. 30 | 参議院「在外同胞引揚げ促進に関する決議」、衆議院も同年 12. 2 決議 |
| 25. 4 月 | 〔ソ連のドイツ兵捕虜の送還が一応終了したとされる〕 |
| 22 | ソ連タス通信「戦犯容疑者・病気療養者を除き、日本人捕虜の送還は完了した」と発表、ソ連からの引揚げが中断 |
| 30 | 衆議院「在外抑留同胞引揚げ促進に関する決議」 |
| 5. 2 | ソ連からの引揚げに関する国連調査団が来日 参議院「未帰還同胞の引揚げ促進並びに実体調査等を国際連合を通じて行うことを懇請する決議」、衆議院も同日決議 |
| 6. 25 | 〔朝鮮戦争勃発 (～28. 7. 27)〕 |
| 10 月 | 未帰還者の問題を重点的な調査項目とした国勢調査が実施され、34 万 585 人の未帰還者が確認される |
| 26. 2. 10 | 参議院「未帰還同胞の引揚げ促進並びに実体調査に関し国際連合に謝意を表明することに関する決議」、衆議院も同日決議 |
| 9. 8 | サンフランシスコ平和条約調印 (ソ連は署名拒否、27. 4. 28 発効、占領終結) |
| 27. 6. 17 | 衆議院「海外同胞引揚げ促進並びに留守家族援護に関する決議」 |
| 7. 9 | 参議院「在外同胞引揚げ促進並びに留守家族援護に関する決議」 |
| 28. 11 月 | ソ連からの抑留者引揚げが再開される |
| 30. 6. 7 | 鳩山一郎内閣による日ソ国交正常化交渉開始 (ロンドン) |
| 31. 3. 30 | 参議院「在外同胞引揚げ促進に関する決議」 衆議院「在ソ未帰還同胞の引揚げ促進に関する決議」 |
| 10. 19 | 日ソ共同宣言調印 |
| 12. 23 | ソ連が強制抑留者の恩赦を決定 |
| 26 | シベリアからの帰還ほぼ終了 (最終引揚げ船興安丸が舞鶴入港) |
| 32. 8. 1 | 〔樺太からの引揚げ再開 (～34. 9. 28)〕 |

| 年月日 | 主な出来事 (□ 内は関連事項) |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 42. 7. 21 | 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律が成立、同年 8. 1 公布・施行 |
| 49 年～ | ・特別交付金 (10 年償還国債) を支給 |
| 59. 12. 21 | 抑留補償要求運動始まる |
| 61. 12. 29 | 戦後処理問題懇談会報告が提出される (総理府総務長官の私的諮問機関) |
| | 戦後処理に関する政府・与党間合意 |
| 63. 5. 18 | ・生存者に書状及び慰労品を贈呈、このうち恩給非受給者に慰労金 10 万円支給 |
| | 平和祈念事業特別基金等に関する法律が成立、同年 5. 24 公布・施行 |
| | ・ソ連・モンゴルでの戦後強制抑留者に対して慰労品 (銀杯) を贈呈 |
| | ・このうち年金受給権の無い者に 10 万円の慰労金 (国債) を支給 |
| 7. 1 | 平和祈念事業特別基金設立 (政府全額出資の認可法人) |
| 8. 1 | 戦後強制抑留者に対する慰労品及び慰労金の受付開始 |
| 平元. 9. 1 | 戦後強制抑留中死亡者に対する銀杯等贈呈事業開始 |
| | 恩給欠格者に対する書状等贈呈事業開始 |
| 2. 10. 22 | 恩給欠格者に対する新規慰藉事業開始 |
| 3. 9. 2 | 引揚者に対する書状贈呈事業開始 |
| 5. 1 月 | ロシア政府が公式の労働証明書発行を決定 |
| 10. 12 | 訪日したエリツィン露大統領がシベリア強制抑留について謝罪の意を表明 |
| 9. 3. 13 | シベリア強制労働補償請求訴訟の最高裁判決 (1 審、2 審に続き原告敗訴) |
| 12. 11. 30 | 平和祈念展示資料館開館 (東京都・新宿住友ビル) |
| 15. 10. 1 | 平和祈念事業特別基金が独立行政法人に移行 |
| 16. 6. 10 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案提出 (民→衆)、廃案 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (記名国債) を支給 |
| 17. 7. 22 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案提出 (民共社→衆)、廃案 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (記名国債) を支給、基金を廃止 |
| 26 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案提出 (民共社→参)、廃案 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (記名国債) を支給、基金を廃止 |
| 8. 5 | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案提出 (自公→衆)、廃案 |
| | ・基金による慰藉事業開始及び基金の廃止 |
| 10. 5 | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案提出 (自公→衆)、平 18. 12. 15 参議院で可決、成立、同年 12. 22 公布 |
| | ・基金による慰藉事業開始及び基金の廃止 |
| 21 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案提出 (民共社→衆)、平 18. 12. 8 否決 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (記名国債) を支給及び基金の廃止 |
| 18. 4. 25 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案提出 (民共社→参)、廃案 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (一時金) を支給及び基金の廃止 |
| 11. 7 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案提出 (民共社→参)、廃案 |
| | ・30 万～200 万円の特別給付金 (一時金) を支給及び基金の廃止 |
| 19. 3. 31 | 戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者に対する書状等贈呈事業の受付終了 |
| 4. 1 | 戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者に対する特別記念事業 (特別慰労品の贈呈) 開始 |
| 21. 3. 24 | 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案提出 (民共社→参)、廃案 |
| | ・25 万～150 万円の特別給付金 (一時金) を支給 |
| 3. 31 | 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別記念事業 (特別慰労品の贈呈) の受付終了 |
| 22. 5. 20 | 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案提出 (参議院総務委員会発議) |
| | ・基金が 25 万～150 万円の特別給付金 (一時金) を支給 |
| 5. 21 | 同法案が参議院本会議で可決 (全会一致)、衆議院へ送付 |
| 6. 16 | 同法案が衆議院総務委員会及び同本会議で可決され成立 (全会一致)、公布・施行 |

(出所) 平和祈念事業特別基金『戦後強制抑留史』、同基金ウェブサイト、国会会議録等から作成